

令和7年度 城西中学校部活動に関する規定

令和7年4月

1 部活動の目的

- スポーツや文化等に親しむ活動を通して、校訓「心身を鍛え英知を磨く」を体现するために心・技・体の充実を図る。
- 集団活動を通して、お世話になっている方々への感謝の気持ちを行動に表すとともに、挨拶や礼儀などよりよいマナーを身に付け協調性と人間性の伸長に努める。
- 日々の活動を通して自己を見つめることにより、目標を達成するために必要なマネジメント能力を磨く。

2 部活動の意義

- ① 生徒の自主性と個性を伸ばし、青少年の健全育成を図ること。
- ② 一つの活動を通して、入部している生徒が生きがいを感じる。
- ③ 余暇の善用を図り、生活に潤いを与えること。
- ④ 体力、忍耐力、協力心等を養うこと。
- ⑤ 自己の個性や能力を発見し、それを伸ばすこと。
- ⑥ 広く望ましい人間関係を深めること。
- ⑦ 物事を自主的、自発的に行い、積極的に行動する態度や習慣及び責任感を養うこと。
- ⑧ 集団のきまりを守り、所属感や連帯感を身に付けること。

3 設置する部活動及び休養日・主な大会予定（総体への選手出場規定については別途定める）

(1) 設置する部活動

部活動名	市総体(6月)県総体(7月)四国総体(8月)市新人(10月)県新人(11月)	
	休養日	大会等の予定（上記の総体・新人大会除く）
陸上競技部（男女）	水、日	強化記録会（4月）（8月）（9月） 中予記録会（5月）通信陸上愛媛県大会（7月） ジュニアオリンピック選考会（9月）秋季陸上（10月） 中予ジュニア記録会（3月）
水泳部（新規募集停止）	水、日	なし
バスケットボール部男子	水、日	U15夏季リーグ（8月） JWC愛媛県予選（10月） U15冬季リーグ（1月） 松山市中学校バスケットボール春季大会（3月）
バスケットボール部女子 （新規募集停止）	水、日	U15夏季リーグ（8月） JWC愛媛県予選（10月）
バレーボール部男子	水、日	中学生バレーボール選手権大会（5月） 中学生バレーボール新人大会（1月）
バレーボール部女子	水、日	中学生バレーボール選手権大会（5月） 中学生バレーボール新人大会（1月）
軟式野球部	水、日	軟式野球選手権大会（7月） 冬季トーナメント（10～12月） 全日本少年軟式野球地区大会（2月）
ラグビー部 （新規募集停止）	水、土	四国中央市長杯（5月）関西中学生大会（7月） 中四国ジュニア（8月）全国ジュニア大会（12月） 四国7人制大会（2月）
ソフトテニス部男子	水、日	松山市中予地区春季大会（5月）中予学年別大会（8月） ライオンズカップ（8月）中予地区秋季団体（9月） 中予学年対抗（10月）松山市選抜大会（10月） 秋季個人（11月）インドア大会（12月） 市長旗春季大会（3月）
ソフトテニス部女子	水、日	松山市中予地区春季大会（5月）中予学年別大会（8月） ライオンズカップ（8月）中予地区秋季団体（9月） 中予学年対抗（10月）松山市選抜大会（10月） 秋季個人（11月）インドア大会（12月） 市長旗春季大会（3月）

卓球部男子	水、日	仙波光杯卓球大会（4月）愛媛県中学校選抜強化大会（5月） 松山市長杯卓球大会（7月） 松山卓球選手権大会（7月）+県・四国（8月） 松山オープン中学生団体卓球大会（8月） 全日本卓球選手権松山予選（8月）+県・四国（8月） 松山地区中学生選抜強化卓球大会（9月） 松山中生選抜強化卓球大会（9月）+県（2月） 松山地区中学生選抜強化卓球大会（12月） 南愛媛近県選抜中学生団体卓球大会（1月） 松山小中学年別卓球大会（1月）+県（3月） 松山中生団体対抗卓球大会（1月）+県（2月）
卓球部女子	水、日	仙波光杯卓球大会（4月）愛媛県中学校選抜強化大会（5月） 松山市長杯卓球大会（7月） 松山卓球選手権大会（8月）+県・四国（8月） 全日本卓球選手権松山予選（8月）+県・四国（8月） 松山オープン中学生団体卓球大会（8月） 松山中生選抜強化卓球大会（9月）+県（2月） 中学生オープン大洲卓球大会（12月） 松山地区中学生選抜強化卓球大会（12月） 南愛媛近県選抜中学生団体卓球大会（1月） 松山中生団体対抗卓球大会（1月）+県（2月） 松山小中学年別卓球大会（1月）+県（3月）

〈文化部〉

部活動名	休養日	大会等の予定
吹奏楽部	水、日	全日本吹奏楽コンクール県大会（8月） RNB 子ども音楽コンクール（9月）連合音楽会（11月） アンサンブルコンテスト（12月）スプリングコンサート（3月）
美術部	水、土、日	なし
茶道部	木のみ活動	なし
園芸部	水、土、日	花壇コンクール

(2) 休養日及び活動停止日

- ① 期末テスト1週間前から部活動を停止する。
- ② 平日は週1日（原則水曜日）を全校一斉活動停止日とし、月行事予定で知らせる。
- ③ 土日のいずれかを各部ごとに活動停止日とする。
※ 活動停止日に活動する場合は、停止日を別日にとる。
- ④ 長期休業中も上記と同様の休養日を設けるとともに、長期の休養期間をとる。
※ 学校閉庁日には、全校一斉停止日とする。

4 活動時間

- (1) 平日の活動時間は2時間程度、休日は3時間程度（練習試合等は除く）とする。

【平日の最終下校時刻】※この間に放課後2時間程度活動

4月	18:30	10月	17:30（新人大会以降）
5月	18:30	11月	17:15
6月	18:30	12月	17:00
7月	18:30	1月	17:15
7・8月	17:00（長期休業中）	2月	17:30
9・10月	18:00（新人大会まで）	3月	18:00

※最終下校時刻の15分前までに活動を終え、片付けや着替えをする。

【休業日の活動開始・終了時刻】

※原則として長期休業中も含むものであるが、7～9月については暑さ対策のため、保護者の了解のもと早朝から（7:00～3時間程度）の練習も可とする。その際には家庭の事情も考慮して、練習参加の無理強いはいしないこと。

時間帯	開始時刻及び最終終了時刻
午前練習	8:30～12:00の間で3時間程度
午後練習	12:30～16:00の間で3時間程度

- (2) 平日の部活動の早朝練習は実施しない。（駅伝練習は校長の承認の下で実施する）
- (3) 休日の部活動についても、非常変災時（特別警報や大地震等）は「非常変災時の対応に

ついて」に従う。

5 安全対策

(1) 活動中の傷害予防と対応

- ① 活動場所の安全を確かめるとともに、活動中に事故が起こらないように監督する。
- ② 活動中のけがについては、養護教諭又は指導教員等の適切な手当及び処置を行い、けがの大小に関わらず必ず家庭連絡する。
- ③ 緊急搬送が必要と判断される場合は、119番通報をするとともに応急処置を行う。

(2) 熱中症対策

- ① 活動前、活動中、活動後に健康観察を実施し、体調不良者には適切に対処する。
- ② 活動中は、原則、下記のとおり適度に水分・塩分等を補給させる。
 - 気温の高くなる時期は20分～30分に1回（冬季は40分～50分）
 - 水分補給の時間とは別に、1時間に1回程度は休息をとる。
- ③ 夏季休業中は、日直が「暑さ指数（WBGT）」を、体育館と運動場で午前8時から2時間ごとに測定し、数値が31を超えれば部活動はすぐに中止する。（本校を会場とする練習試合についても同様の措置をとる）また、気温が35度を越えた場合も部活動は中止する。

6 その他

(1) 対外的な活動について

- ① 強化指定選手等の指名を受けた生徒が大会や練習会へ参加する場合は、学校長の許可のもと出席停止等の扱いとし欠席にはならない。自主的な希望参加は欠席扱いとする。
- ② 令和5年度からは、部活動の地域移行が段階的に実施されるので、外部団体（クラブチーム等）で活動する場合は、所属しようとする団体に確認すること。
- ③ 本校に設置されていない部活動に参加する生徒の中で、外部団体（クラブチーム等）の「拠点校部活動要項」に準じない活動を行う生徒は、外部団体に必ず登録した上で出場すること。県大会等の引率に本校の教師が付き添うことはできないので、外部団体の責任者に保護者及び本人から登録団体の責任者に連絡し、登録してもらうこと。
- ④ 外部団体から総体に出場する生徒は、本校の部活動から総体に出場することはできない。どちらかを1年生時に選択し、途中で変更することはできない。ただし、外部団体を辞めて学校の部活動に入部した生徒はこの限りではない。
- ⑤ 本校の部活動を退部して外部団体の活動に拠点を移すことは差し支えないが、再度本校の部活動に復帰することはできないので、慎重に判断すること。
ただし、陸上競技の出場枠に空きがある場合は、保護者同意のもと、学年主任、学級担任、陸上部顧問の了解を得て参加することは可能である。

(2) 学校行事等の関連について

- ① 「拠点校部活動要項」に準じ活動する生徒も含めた部活動生徒は生徒会行事として、部活動紹介や壮行会等には必ず参加する。運動会で部活動行進が実施される場合には、総体の壮行会に参加した部活動及び個人が参加する。なお、総体壮行会については別途生徒会の規定で定める。

(3) 入部・休部・退部について

- ① 入部については、同一の部活動で3年間継続できるよう慎重に考え、該当部活動の顧問に入部届を受理されれば正式な入部となる。1年生は、原則5月末日を正式入部の期限とする。部活動の見学期間、体験期間は別途定める。
- ② 休部については、本人及び保護者の同意のもと、部活動顧問及び学級担任や学年主任と相談して決定する。心身の状態を十分にふまえて期間を決める。休部期間の延長も可能である。
- ③ 退部についても、本人及び保護者の同意のもと、部活動顧問及び学級担任や学年主任と相談して決定する。退部した生徒が同一の部活動に復帰することは認められないが、生徒自身が己を見つめ、適性を判断して校内の違う部活動に入部して活動することは可能とする。

(4) 廃部について

地域移行の動きが加速することを念頭に、別途定める。

※ 本規定は、スポーツ庁の示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、愛媛県が作成した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り作成、公表しています。

廃部に関する規定（地域移行を見据えて）

- ① 部活動は活動時刻を踏まえ顧問教師の指導により成立するものであるから、顧問教師が異動し不在となる場合には廃部の対象となる。
- ② 部活動顧問は希望制であり、強制されるものではない。
- ③ 生徒数の増加が見込めないこと、地域移行を推進する必要性から、今後部活動の新設は行わない。
- ④ 従来存続している部において、顧問不在及び最低必要部員数を満たさない状態となった場合には、現在の部員に関しては、生徒の希望等を考慮し、部活動顧問会の承認により学校長預かりとして新入部員の募集は停止する。しかし、所属する部活動生徒がいる場合、現在の生徒の第3学年最終の活動まで部は存続させる。
- ⑤ 存続方法として、松山市教育委員会が承認する合同部活動方式となるため、現在の在籍する部員のみでの活動となり、活動は実情に応じて制限される。
- ⑥ 部活動顧問会預かりとなった部について、学校長は、仮顧問を置くことができる。
- ⑦ 部活動は部内の諸事情により、活動不可能と顧問が判断した場合、顧問会・学校長の了承を得た後、PTA 会長及び該当部活動保護者会に報告し、廃止することができる。
- ⑧ 入学する生徒数の確定、及び配置される教職員数は年度末まで未定のため、令和7年度からの新入学生の募集要項には「各部活動とも顧問不在及び最低必要部員数を満たさない状態となった場合には、4月に募集を停止する場合があります。」と記載する。
- ⑨ 地域移行（展開）については、本年度はこれまで通りの部活動運営となるが、令和8年度以降については、方向性としてすべての部活動で地域展開の達成を目指すとしており、近い将来にはこれまでと同様に教員が部活動を指導することはできなくなるものと考えられる。現在の形での部活動継続はできなくなる可能性もあることを理解の上、本校部活動への入部を検討すること。（後日配布の別紙「部活動の地域移行（展開）について」「地域移行チラシ」を参照すること。）